

出所者等の更生支援への取組に対する協力・支援について

奈良県における取組

【担当省庁】 法務省



出所者の令和4年度の採用にあたってのご協力・ご支援に心より感謝。

1. 令和2年4月 「奈良県更生支援の推進に関する条例」を施行 (都道府県で初の条例)

■ 条例の概要

【目的】

国の司法行政と地域の福祉を繋ぐ役割を県が自ら担い、罪に問われた者等が差別されることなく、誰もが地域の一員として包摂される社会を実現

【具体的施策(第13条)】

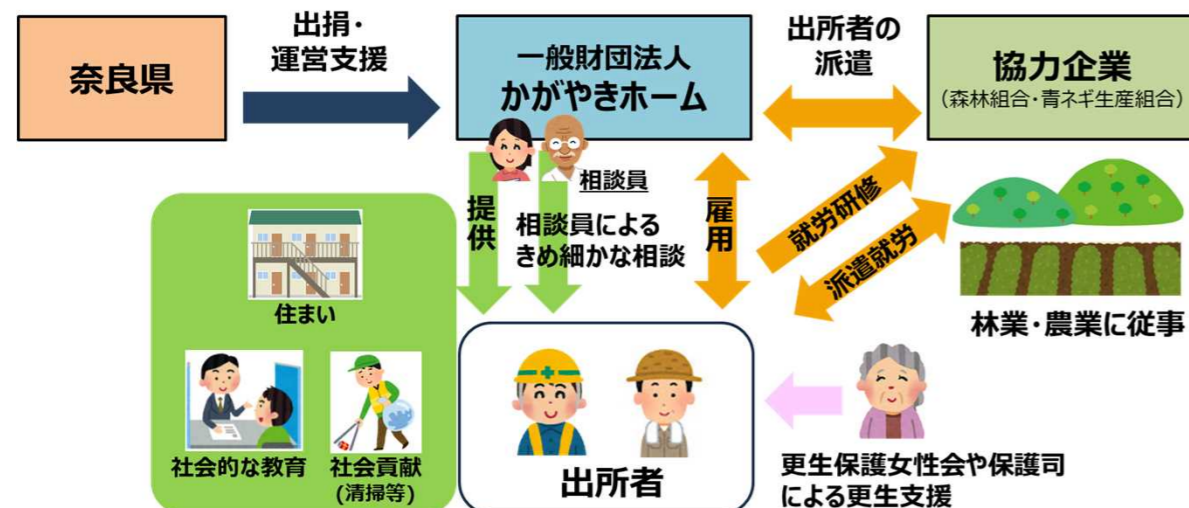
- (1) 基本的施策の実施のため、**法人(財団)を設立し**、出所者を財団が直接雇用し、更生支援事業を行う
- (2) 雇用した者が企業等に就職した後、**離職した場合**においても、当該者の希望により**再び支援**を実施

■ 令和2年7月 「一般財団法人かがやきホーム」を設立(全国初の取組)

～Splendente Famiglia NARA～ (スプレッデンテ ファミリーア ナラ)

2. 一般財団法人かがやきホームでの取組

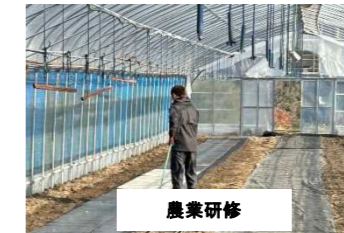
■ 事業実施スキーム図



- 法務省のご協力を得て、令和4年度は4名の出所者を雇用(累計で8名を雇用)
- 現在、出所者6名が研修員として所属
 - 五條市森林組合、五條市青ネギ生産組合を就労の場として林業及び農業での就労研修を実施
 - 新規採用の研修員は保護観察所との連携により手厚い支援体制を構築
 - 週1回実施している社会的な教育や福祉施設等での社会奉仕活動では矯正施設の職員、更生保護女性会等からもご尽力
 - 地域のイベントへの参加などにより地域社会の一員としての意識をかん養



林業研修



農業研修



社会的な教育



社会貢献活動



関西矯正展・ウクレレ演奏



社会を明るくする運動での展示

■ 今後の取組

- 財団での研修終了後の出所者の進路(就職・起業)、相談体制等の検討
- 林業、農業だけでなく、サービス業や福祉等の新たな就労の場を開拓
- 依存症などを含む個人の生活歴に応じた社会的な教育等を充実

国にお願いすること

- 出所者の採用手続へのご協力をはじめ、財団で行う職業訓練・社会的な教育・新しい職域開拓に対する技術的支援等の継続
- 研修終了後の出所者の進路の検討・相談体制の構築において、就労支援に関する専門的見地からの助言、矯正施設や保護観察所との連携
- 地域再犯防止推進交付金について、必須事業を免除するなど、都道府県の既存の取組の実情に応じて活用できるよう交付要件の見直し

【県担当部局】 福祉医療部地域福祉課